

発委第 1 号

日出町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び日出町議会会議規則（昭和62年日出町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

令和 2 年 3 月 23 日

提出者 議会運営委員会

委員長 熊谷 健作

日出町議会議長 森 昭 人 殿

趣 旨

全ての委員会を傍聴することができるようにするため、日出町議会委員会条例を改正するために提出する。

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例

日出町議会委員会条例（昭和 5 1 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。